



福島県からのお知らせ

福島県災害対策本部
平成23年7月4日(月)(第18報)

福島県災害対策本部から被災された皆様へ生活支援に関する情報を随時提供してまいります。

- 第18報の紙面 -				
1	お知らせ【一部新規】	1	◆ トピックス	5
2	雇用に関する情報	2	◆ 放射線相談 Q&A シリーズ (7)	5
3	住宅に関する情報【更新】	3	◆ 各種相談窓口のお知らせ	6
4	医療に関する情報	4	◆ 市町村問い合わせ先一覧(7月4日現在)	9
5	教育に関する情報	4		

1 お知らせ

(1) 義援金(第2次配分)について

平成23年東日本大震災で被災された方々へのお見舞いとして、日本赤十字社等に寄せられた義援金(国義援金)及び県に寄せられた義援金(県義援金)の第2次配分を行います。

◆ 配分方針

① 県独自基準

震災により、両親が死亡又は行方不明となった18歳未満の子ども(震災孤児)、父又は母が死亡又は行方不明となった18歳未満の子ども(震災遺児)を対象とし、県義援金より新たに配分します。

震災孤児・・・1人100万円、震災遺児・・・1人50万円

② 市町村設定基準

国義援金、県義援金を、市町村における被害(死亡・行方不明、全・半壊数、原発避難関係世帯数)の程度に応じて、県から各市町村に按分して枠配分します。

市町村が、県からの枠配分額の範囲内で、その地域の実態に則して配分対象・配分基準額を独自に設定し被災された方々へ配分します。

◆ 配分方法

①、②ともに市町村より配分します。

②の配分対象・配分額や①、②の配分方法等については、準備が整い次第、市町村からお知らせします。

【お問い合わせ先】

● 福島県社会福祉課 ☎024-521-7322

(2) 農家経営安定資金(東日本大震災農業経営対策特別資金)について

① 東北地方太平洋沖地震対策資金及び原発事故対策緊急支援資金・・・(拡充)

◆ 資金種別

ア 平成23年東北地方太平洋沖地震による地震、津波の被害を受けた農業者等が必要とする施設等の復旧資金及び運転資金(東北地方太平洋沖地震対策資金)

イ 東京電力福島第一原子力発電所の事故による出荷制限や風評被害等により、農家収入が減少した農業者等が緊急に必要なとする運転資金(原発事故対策緊急支援資金)

- ◆貸付限度額 アの資金…500万円以内
イの資金…個人：1,000万円以内、法人・団体：1,200万円以内
- ◆貸付利率 1.2%以内（ただし、JA取扱いについては無利子）
- ◆償還期間 10年以内（うち据置3年以内）
- ◆取扱金融機関 県内各農協、(株)福島銀行・(株)大東銀行・(株)東邦銀行本店及び各支店

②農家経済維持支援資金・・・（新規）

◆貸付対象者

原子力事故により生計の維持に大きな影響を受け、次のいずれかに該当する農業者等

- ア 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、その他原発事故の影響により行政機関から避難を勧奨された区域又は地点に居住していた農業者等
- イ 作付制限又は出荷制限された農畜産物、並びに組合等の決定により自粛する農畜産物を生産していた農業者等

- ◆資金使途 農家経済の維持に必要な資金
- ◆貸付限度額 200万円
- ◆貸付利率 無利子
- ◆償還期間 5年以内（うち据置3年以内）
- ◆取扱金融機関 県内各農協、(株)福島銀行・(株)東邦銀行の本店及び支店

【お問い合わせ先】

- 福島県金融共済室 ☎024-521-7346、7349

(3) 原子力損害の賠償に関する電話相談窓口について

県は原子力損害の賠償について電話による相談を受け付けています。

【窓口電話番号】 ☎024-523-1501

- 相談時間：8：30～21：00（毎日）
※毎週水曜日（祝日含む）の13時～17時は、弁護士による法律相談を行っております。

○相談内容

- ・原子力損害賠償制度の概要
- ・原子力損害賠償紛争審査会（所管：文部科学省）が定める指針
- ・賠償に係る今後の手続き など

【参考】

- 東京電力「補償相談センター（コールセンター）」
☎0120-926-404（9：00～21：00）
（被害概況申出書、避難による損害への仮払補償金等を含みます。）
- 中小企業第一次仮払相談室（福島県商工会連合会内）
☎0120-008-803（9：00～17：30）

2 雇用に関する情報

がんばろう福島！ “絆” づくり応援事業について

避難所・仮設住宅等の運営体制を強化することにより、避難者同士や地域住民などとの絆づくりを図るとともに、雇用を通じた避難者・失業者計2,000名への経済的支援を行うことを目的とした事業です。

県内6方部ごとに担当する受託事業者は以下のとおりです。

市町村等から支援要請のあった業務の実施に必要な人員を受託業者が避難されている方等から雇用し、生活再建サポートや復興支援に関する業務に従事していただきます。

現在、各事業者から順次求人していますので、雇用を希望される方は、希望勤務地の地域を担当する事業者にお問い合わせください。

- ◆雇用対象者 被災された方、失業中の方
- ◆雇用期間・条件 業務内容による（フルタイム・パートの別あり）
- ◆業務内容例
 - ・コミュニティ業務の補助（清掃等の環境整備）
 - ・災害弱者などへの生活支援（通院介助、買い物代行支援）

- ・ 支援物資の整理・配布
- ・ 災害対策本部に関する補助業務 など

◆**従事場所** 仮設住宅や避難所、行政機関が指示した場所

◆**募集方法**

市町村等の支援要請に基づく業務内容がハローワークに登録されるほか、各避難所等へも情報が提供されますので、希望される方は随時申し込んでください。

【**雇用に関するお問い合わせ先**】

- ・ 県北 : 株式会社トーネット ☎024-539-9771
- ・ 県中、相双、いわき : 株式会社ワールドインテック ☎024-990-0631
- ・ 県南 : ニューワーク情報サービス有限会社 ☎0248-72-0064
- ・ 会津、南会津 : 株式会社レイバーサポートシステム ☎0242-37-7350

【**事業に関するお問い合わせ先**】

- 福島県雇用労政課 ☎024-521-7290

3 住宅に関する情報

(1) 応急仮設住宅の供給等に関するお問い合わせについて

7月4日現在、県内で仮設住宅等の募集をしている市町村は以下のとおりです。

- ◆ 浪江町 ☎03-5638-5055
- ◆ 西郷村 ☎0248-25-1117
- ◆ 富岡町 ☎0120-336-466
- ◆ 葛尾村 ☎0242-83-0271
- ◆ 楢葉町 (会津地区) ☎0120-562-150
- (いわき地区) ☎0120-562-171

※ その他の市町村につきましては、避難前に居住していた市町村窓口までお問い合わせ願います。

被災者住宅相談窓口専用ダイヤル

(県内避難者) 024-521-7698、7867

【受付時間：(毎日) 8:30~17:15】

(県外避難者) 024-523-4157

(2) 民間賃貸住宅に係る家賃等返還手続きについて

3月11日の被災日以降、被災者が自ら民間賃貸住宅に入居し、県の借上げ住宅に指定された日の前日までに負担した入居に当たっての費用(礼金、敷金、仲介手数料)及び家賃等月毎の費用(家賃、共益費、管理費)については、入居日にさかのぼって県が負担いたします。具体的な申請方法、窓口及び家賃等の対象範囲は後日お知らせします(契約書や家賃支払いに関する関係書類を保管しておいてください)。

(3) 旅館ホテル等から仮設住宅等への移転について

現在、旅館ホテル等へ避難していて、今後仮設住宅や民間借上げ住宅への入居が決定した場合は、旅館ホテル等にとって一般のお客様の受入れ準備が生じてきますので、以下の時点で旅館ホテルへお知らせください。

①市町村から仮設住宅や民間借り上げ住宅等への入居の決定通知があった時

(退去日が未定であっても入居決定があった旨をお知らせください)

②旅館ホテルからの退去の日が決定した時(なるべく退去1週間前までには報告ください)

当初、旅館ホテルには7月末までの受入れをお願いしており、それ以降は受入れができない旅館ホテル等もあります。今後、別の旅館ホテル等へ移動いただく場合がありますので、ご了承ください。

【**お問い合わせ先**】

- 福島県観光交流課 ☎024-521-7398

4 医療に関する情報

○医療機関を受診する際の一部負担金等の免除について

平成23年7月1日から医療機関等の窓口で保険証の提示が必要となりました。

また、下記の要件に該当し、一部負担金等が免除となる方については、原則として免除証明書の提示が必要となりました。ご加入の医療保険の保険者に保険証や免除証明書などの交付を申請してください。

○ 災害救助法が適用されている被災地域（福島県全域）の住民であり、次のいずれかに該当する方

- ・ 住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ・ 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ・ 主たる生計維持者が行方不明である方
- ・ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止した方
- ・ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ・ 原発の事故に伴い、政府の避難指示又は計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- ・ 原発の事故に伴い、特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

- ・ 免除期間は、平成24年2月29日まで（入院時食事療養費及び入院時生活療養費は平成23年8月31日までを予定）

※ 市町村国民健康保険又は後期高齢者医療制度の加入者で保険証の住所が以下の市町村の方については、免除証明書の提示が必要となる期日が異なります。

8月1日から	免除期間終了まで不要
田村市、南相馬市	広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町 浪江町、葛尾村、飯舘村

※ 原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示（4月22日解除）の対象となっていた方（いわき市・田村市の一部で緊急時避難準備区域に指定されなかった地区の方）の窓口負担の免除は、6月末日までに受けた診療等分までとなります。

- ・ 免除対象者の方で一部負担金等を支払われた方は、加入されている医療保険の保険者に領収書等を添えて申請すれば、還付を受けることができます。

申請の方法等は、下記の医療保険の保険者にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〈国民健康保険〉 お住まいの市町村又は各国民健康保険組合

〈高齢者医療制度〉 市町村又は福島県後期高齢者医療広域連合

☎024-528-9025

福島県国民健康保険課

☎024-521-7203

〈協会けんぽ〉

全国健康保険協会福島支部

☎024-523-3916

※ これ以外の健康保険等の方は、加入されている各医療保険の保険者か勤務先の事業所にお問い合わせください。

5 教育に関する情報

○高校等奨学資金貸付金（福島県奨学資金緊急採用）について

東日本大震災により被災し、経済的理由により修学困難となった高等学校・専修学校の高等課程に在学している生徒を対象に、奨学資金を貸与します。

◆貸与月額

国公立 自宅通学 18,000円 自宅外通学 23,000円

私立 自宅通学 30,000円 自宅外通学 35,000円

※ 保護者と同居の場合は自宅通学として扱います。

- ◆貸与期間 採用年度における1年間
- ◆利 子 無利子
- ◆保 証 人 連帯保証人1名（保護者）
- ◆応募方法 在学する学校にある奨学生願書に必要書類を添えて、学校に応募してください。

【お問い合わせ先】

- 在学している学校 または
福島県教育庁学習指導課 ☎024-521-7775

トピックス

～沖縄サマーキャンプのお知らせ～

震災で被害を受けた福島県の子供達を対象に、沖縄県で3泊4日のサマーキャンプへ御招待いたします。夏休みの思い出に参加しよう！

- ◆日 程……平成23年8月2日（火）～5日（金）
- ◆応募資格……り災（被災）証明の交付を受けている御家庭であって、保護者の同意を得られた「小学4年生～中学3年生」の子供達
- ◆募集定員……240名（応募者多数の場合、抽選の上、決定します。）
- ◆料 金……無料 ※集合場所までの交通費、お土産代等はお客様負担とします。
- ◆内 容……海のエコ体験、沖縄の自然理解活動、芸能文化活動等
- ◆申込期間……平成23年7月1日（金）～10日（日）申込書必着
- ◆申込方法……「り災（被災）証明証」のコピーを添付し、所定の申込書（下記HPより入手できます）にご記入の上、郵送でお申し込みください。

※ 詳細は下記の連絡先までお願いします。

【お問い合わせ先】

- JTbが イレック内「頑張れ！福島の子供達！沖縄サマーキャンプ」デスクまで
☎03-5960-0313（平日10:00～18:00、土日祝休み）
HPアドレス【<http://www.jtbgaiarec.co.jp/feature/summercamp/>】

放射線相談Q & A シリーズ (7)

（政府原子力災害現地対策本部ニュースレター第9号より抜粋）

【問】 「特定避難勧奨地点」での生活の留意点は何か。

（答） 「特定避難勧奨地点」は、通常的生活を行うなかで積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれは小さく、この地点に継続して居住しても差し支えありません。また、以下の点に留意することで受ける放射線の量を低減することが可能です。

〈外出時〉

- ・通常の服装（夏季であれば半袖）で問題ない。
- ・気になるようであればマスクをする。土や砂を口に入れないように注意し、口に入った場合には、よくうがいをする。特に乳幼児は、砂場の利用を控えるなど注意が必要です。
- ・ほこり等が多いところでの喫煙、飲食等を避ける。

〈飲食〉

- ・蛇口からの上水及び井戸水は摂取制限がなければ、飲用して問題ない。
- ・家庭菜園の葉菜類を食べる場合には十分に水で洗う（市場に出回っている食品は飲食して問題ない）。
- ・河川水、雨水は飲用に用いない。

〈屋外からの帰宅時、屋内にいる場合〉

- ・靴の泥をできるだけ落とす。手や顔を洗い、うがいをする。

- ・屋内でのエアコンの使用は問題ありません。
- ・屋外に長時間いたペットを屋内にいれるときは体を拭く。

【問】 「緊急時避難準備区域」での生活の留意点は何か。

(答) 「緊急時避難準備区域」は、常に緊急時に屋内退避や避難ができるようにすることが求められている区域です。夏季においては、半袖・半ズボンの服装で構いませんし、窓を開けて生活していただいても差し支えありません。なお、気になる場合、以下の点に留意することで受ける放射線の量を低減する効果が期待できます。

〈外出時〉

- ・通常の服装で構いません。土や砂を口に入れないように注意する。
(雨は特段留意するものではない。)

〈飲食〉

- ・蛇口からの上水及び井戸水は摂取制限がなければ、飲用して問題ない。
- ・家庭菜園の葉菜類を食べる場合には十分に水で洗う (市場に出回っている食品は飲食して問題ない)。
- ・河川水、雨水は飲用に用いない。

〈屋外からの帰宅時、屋内にいる場合〉

- ・靴の泥をできるだけ落とす。手や顔を洗い、うがいをする。
- ・屋内でのエアコンの使用は問題ありません。

◇ 放射線に関する問い合わせ窓口

(独) 日本原子力研究開発機構 ☎0120-755-199 【受付時間： 10時～21時】

(独) 放射線医学総合研究所 ☎043-290-4003 【受付時間： 9時～21時】

各種相談窓口のお知らせ

内容	連絡先 (TEL)	設置場所
◆災害(支援)に関する相談		
放射線に関する問い合わせ窓口	024-521-8127	8時30分～21時(毎日)
被災者を対象とした無料法律相談窓口	0120-366-556 024-534-1211 024-925-6511 0242-27-2522 0246-25-0455	日弁連 (10時～15時：平日) 県弁護士会 (14時～16時：平日)
原子力損害の賠償に関する問い合わせ (県窓口)	024-523-1501	8時30分～21時(月～日) ※毎週水曜(祝日含む)の13時～17時は弁護士による法律相談
避難者の生活支援 (東京電力関係)	024-521-0792 0120-926-404	東京電力福島地域支援室 福島原子力補償相談室(コールセンター)
◆医療・福祉に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
医療機関に関する相談	024-521-7221	地域医療課
疾病に関する相談	024-521-7881	地域医療課(感染・看護室)
医薬品に関する相談	024-521-7232	薬務課
障がい福祉に関する相談	024-521-7170	障がい福祉課
高齢福祉に関する相談	024-521-7164 024-521-7165	高齢福祉課
認知症に関する相談 (症状・行動への対応の仕方、介護の悩み等)	024-522-1122	認知症コールセンター (10時～16時：平日)
介護保険に関する相談	024-521-7745	介護保険室
国民健康保険に関する相談	024-521-7203	国民健康保険課
後期高齢者医療制度に関する相談	024-528-9025	福島県後期高齢者医療広域連合

児童福祉に関する相談	024-534-5101 024-935-0611 0242-23-1400 0246-28-3346	中央児童相談所 県中児童相談所 会津児童相談所 浜児童相談所
こころの健康に関する相談 (精神的な悩みや問題等)	0570-064-556 024-534-4300 0248-75-7811 0248-22-5649 0242-29-5275 0241-63-0305 0244-26-1132 024-924-2163 0246-27-8557 024-536-4343 03-3414-5160	精神保健福祉センター 県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 郡山市保健所 いわき市保健所 (以上、9 機関 9 時～17 時：平日) 福島いのちの電話 (10 時～22 時：土日含む) 震災こころのサポーターセンター JTM
女性の相談に関する窓口	024-522-1010 024-534-4118 0248-75-7809 0248-22-5647 0242-29-5278 0241-63-0305 0244-26-1134 0120-941-826 0243-23-8320	女性のための相談支援センター (9 時～21 時) 県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 (以上、6 機関 8 時 30 分～17 時 15 分：平日) パープル・ホットライン(24 時間) 男女共生センター(月曜日休館) 火・木～日 9～12 時、13～16 時 水 13～17 時、18～20 時
◆生活に関する相談 【受付時間：8 時 30 分から 17 時 15 分まで(土日除く)】		
教育に関する相談	024-521-7759 024-521-7755	教育総務課
文化財に関する相談	024-521-7787 024-534-9193	文化財課 ふくしま歴史資料保存ネットワーク (福島県歴史資料館)
生活福祉資金に関する相談	024-523-1250	県社会福祉協議会
義援金に関すること	024-521-7322	社会福祉課
県税に関する相談 (自動車税・納税証明書など)	024-521-7070 024-521-7069	税務課
消費に関する相談	024-521-0999	消費生活センター(毎日)
英語・中国語による相談	024-524-1316	(財)福島県国際交流協会 受付時間 9:00～16:00(火～土)
「震災に関する悪質商法 110 番」	0120-214-888	国民生活センター(10 時～16 時)
公害に関する相談 (水・土壌) (大気)	024-521-7258 024-521-7261	水・大気環境課
一般廃棄物・し尿処理に関する相談	024-521-7249	一般廃棄物課
産業廃棄物、不法投棄に関する相談	024-521-7264	産業廃棄物課、不法投棄対策室
被災者の住宅に関する相談(県内)	024-521-7698 024-521-7867	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル (8:30～17:15)
被災者の住宅に関する相談(県外)	024-523-4157	福島県災害対策本部
応急危険度判定から復旧までの相談	024-521-4033	県建築士事務所協会(平日 8 時～17 時)
不動産などの登記や戸籍の相談	024-534-1111	福島地方法務局

人権に関する相談	0570-003-110	法務省全国共通人権相談ダイヤル
性犯罪に係る被害や捜査に関する相談	0120-503-732	福島県警察本部(平日9:00~17:00)
行方不明者に関する相談	024-522-2151 (内線3024)	福島県警察本部 生活安全企画課 (平日8:30~17:15)
警察安全相談窓口	024-525-3311	福島県警察本部 県民サービス課 (平日9:00~17:00)
◆経営・労働に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
経営に関する相談	024-525-4039	県産業振興センター
金融に関する相談	024-521-7291	経営金融課
特定地域中小企業特別資金に関する 相談	024-525-4019 024-534-0928 024-535-7348 024-534-0948 024-534-0938	県産業振興センター
労働に関する相談	0120-610-145	雇用労政課「中小企業労働相談所」 (平日：9:00~16:00)
就職に関する相談 (就職相談・職業紹介)	024-525-0047 03-3545-6140	ふるさと福島就職情報センター [ジョブカフェふくしま] (月~土：10時~19時) [Fターンセンター東京] (月~土：10時~18時)
(生活・就労相談)	024-995-5057 024-525-2510	ふくしま求職者総合支援センター [郡山窓口] (月~金：8時30分~17時) [福島窓口] (月・火・木~土：10時~18時30分)
(就職相談・職業紹介・生活相談)	0248-27-0041 0242-27-8258 0246-25-7131	ふくしま就職応援センター [白河窓口] [会津若松窓口] [いわき窓口] (月~土：10時~19時)
(看護職の就業に関する相談)	024-934-0500	福島県ナースセンター ※福島県看護協会内 (平日：8時30分~16時30分)
創業に関する相談	024-525-4048	産業創出課(福島駅西口インキュベーションルーム) (13時~17時：土日を除く) ※インキュベーションマネージャー等の専門家が対応
工業製品の残留放射能	024-959-1739 0246-44-1475	ハイテクプラザ ハイテクプラザいわき技術支援センター
生活衛生営業に関する融資・経営相談	024-525-4085	県生活衛生営業指導センター
◆農林水産業に関する相談 024-521-7319 農林企画課		
【受付時間：8時30分から21時まで(毎日)】		
◆国・県が管理する道路などの土木施設に関する相談		
【受付時間：8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
国管理道路(国道4号,6号,13号,49号)	024-546-4331	国土交通省福島河川国道事務所
県管理道路(上記以外の国道、県道)などの土木施設に関する相談		
県管理道路に関する相談	024-521-9820	道路管理課

市町村問い合わせ先一覧

(7月4日現在)

地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号
相双管内	南相馬市	0244-24-5232	県南管内	白河市	0248-22-1111
	相馬市	0244-37-2121		西郷村	0248-25-1111
	広野町 ※	0246-43-1330・1331		泉崎村	0248-53-2111
	榑葉町 ※	0242-56-2155 いわき出張所(いわき明星大内) 0246-46-2551・2552		中島村	0248-52-2111
	富岡町 ※	0120-336-466		矢吹町	0248-42-2111
	川内村 ※	024-946- 3375・3378 3382・8828		棚倉町	0247-33-2111
	大熊町 ※	0242-26-3844		矢祭町	0247-46-3131
	双葉町 ※	0480-73-6880		埴町	0247-43-2111
	浪江町 ※	03-5638-5055(コールセンター)		鮫川村	0247-49-3111
	葛尾村 ※	0242-83-0271		会津若松市	0242-39-1111
	新地町	0244-62-2111		喜多方市	0241-24-5221
	飯舘村 ※	024-562-4200		北塩原村	0241-23-3111
	いわき市	0246-25-0500		西会津町	0241-45-2211
	県北管内	福島市		024-535-1111	磐梯町
二本松市		0243-23-1111	猪苗代町	0242-62-2111	
伊達市		024-575-1111	会津坂下町	0242-84-1503	
本宮市		0243-33-1111	湯川村	0241-27-8800	
桑折町		024-582-2111	柳津町	0241-42-2112	
国見町		024-585-2111	三島町	0241-48-5511	
川俣町		024-566-2111	金山町	0241-54-5111	
大玉村		0243-48-3131	昭和村	0241-57-2111	
県中管内	郡山市	024-924-7111	会津美里町	0242-55-1122	
	須賀川市	0248-75-1111	南会津管内	下郷町	0241-69-1122
	田村市	0247-81-2111	檜枝岐村	0241-75-2311	
	鏡石町	0248-62-2111	只見町	0241-82-5050	
	天栄村	0248-82-2111	南会津町	0241-62-6100	
	石川町	0247-26-2111	※の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。		
	玉川村	0247-57-3101	広野町	FDKモジュールシステムテクノロジー(株)いわき工場 社屋内(いわき市常磐上湯長谷町釜の前1番地)	
	平田村	0247-55-3111	榑葉町	会津美里町本郷庁舎内 (会津美里町字北川原41)	
	浅川町	0247-36-4121	富岡町	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)	
	古殿町	0247-53-3111	川内村	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)	
	三春町	0247-62-2111	大熊町	会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)	
	小野町	0247-72-2111	双葉町	旧騎西高校 (埼玉県加須市騎西598-1)	
			浪江町	県男女共生センター内 (二本松市郭内一丁目196-1)	
		葛尾村	旧福島地方法務局坂下出張所 (会津坂下町稲荷塚77)		
		飯舘村	旧飯野町役場庁舎内 (福島市飯野町字後川10番地の2)		